

2015年9月30日  
プルデンシャル生命保険株式会社  
プルデンシャル信託株式会社

## プルデンシャル信託株式会社の営業開始について

プルデンシャル生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 一谷 昇一郎、以下「当社」)は、子会社であるプルデンシャル信託株式会社(代表取締役社長 本多巨樹、以下「プルデンシャル信託」)と代理店契約を締結し、10月1日よりプルデンシャル信託が取り扱う生命保険信託のご案内を開始しますのでお知らせいたします。

当社は生命保険信託のご紹介を通じて、保険金をお届けした「その先」まで、ライフプランナーがよりきめ細かなサービスでお客さまに寄り添い、更なる安心を提供してまいります。

### <プルデンシャル信託の概要>

(1)名称	プルデンシャル信託株式会社
(2)登録番号	関東財務局長(信)第14号
(3)所在地	東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
(4)資本金	1億5,000万円
(5)株主(出資比率)	プルデンシャル生命保険株式会社(100%)
(6)事業内容	信託業法に定める管理型信託業
(7)代表者	代表取締役社長 本多巨樹
(8)取扱商品	生命保険信託
(9)営業開始日	2015年10月1日
(10)ホームページ	<a href="http://www.pru-trust.co.jp/">http://www.pru-trust.co.jp/</a>

**生命保険および生命保険信託をご検討のお客さまからのお問い合わせ先**

担当ライフプランナーまたはプルデンシャル生命保険 カスタマーサービスセンター TEL:0120-810740

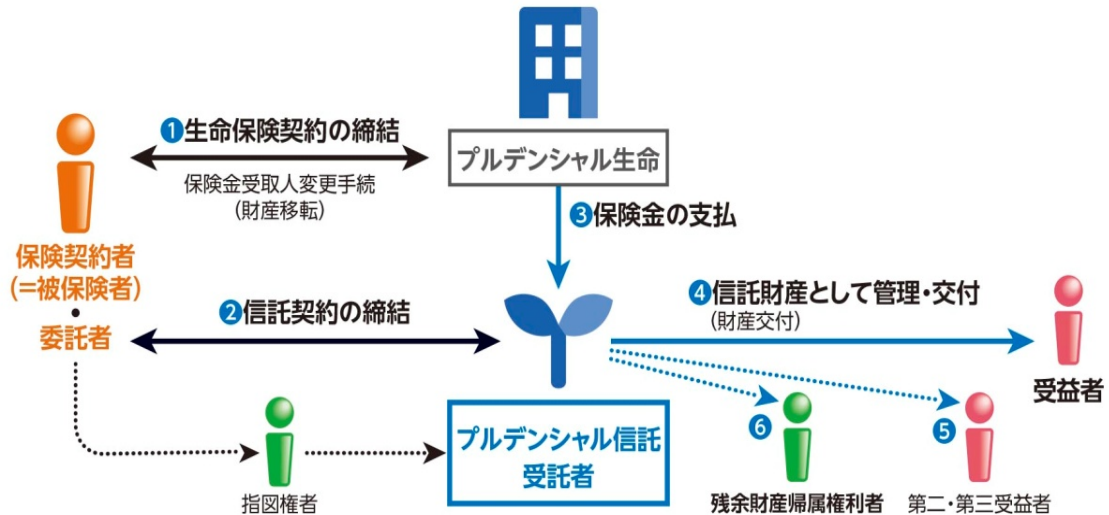
**プルデンシャル信託についてのお問い合わせ先**

プルデンシャル信託 カスタマーサービスセンター TEL:0120-935524

添付資料:プルデンシャル信託が提供する生命保険信託の仕組みと費用

以上

## ■生命保険信託の仕組み



① プルデンシャル生命との間で、自己を被保険者とする生命保険契約を締結いただきます。

② プルデンシャル信託との間で、自己の死後、「保険金をどのように届けるか」をあらかじめ決めておくための信託契約を締結いただきます。

※ 契約時の信託財産が「死亡保険金を受け取る権利(地位)」となるため、信託契約手続とは別に、プルデンシャル生命との間で「死亡保険金受取人変更手続」を行う必要があります。

③ 保険事故発生後、プルデンシャル信託はプルデンシャル生命に保険金請求を行い、受領した保険金が信託財産となります。

④ プルデンシャル信託は、信託契約で定められた方法により、受益者に対する金銭の交付を行います。

- ・ 交付のタイミングは、「一括・年・月」の3つから1つを選択いただくことができます。
- ・ 「年」「月」の分割交付を選択された場合、治療費、就学費用その他生活上必要不可欠な支出が発生したものととして、受益者または指図権者から請求書等の客観的な資料を提示して交付請求がなされたときは、必要額の『随時交付』を行います。
- ・ プルデンシャル信託は管理型信託会社のため、信託財産の管理のみを行い、資産運用は行いません。

⑤ 信託契約上、財産の交付先として、「第二・第三」順位の受益者まで設定しておくことができます。

⑥ 受益者が存在なくなった時点で信託財産が残っている場合に備え、あらかじめ「残余財産帰属権利者」を設定いただきます。

※ 「残余財産帰属権利者も存在しない場合の交付先」についても、あらかじめ設定いただくことが可能です。

## ■生命保険信託の費用

生命保険信託をご契約いただくにあたり、下記の費用等が必要となります。これらは、プルデンシャル信託が委託者または信託財産から収受させていただきます。

### 1) 信託契約締結時:

委託者より、契約事務手数料として 5 千円をお支払いいただきます。

### 2) 金銭信託の開始時 (= 死亡時):

保険金受領時報酬として、受領保険金額の 2% を信託財産から差し引かせていただきます。

※ 受益者に対する財産交付方法として「一括」が選択されており、当該受益者への交付により信託契約が終了する場合には、事務手数料として 10 万円を収受し、保険金受領時報酬の収受は行いません。

### 3) 金銭信託中の管理手数料:

受益者に対する信託財産の交付開始以降、財産管理手数料として年額 2 万円を、毎年 3 月末日に信託財産から差し引かせていただきます。

※ 3 月末日時点で信託財産が 2 万円を下回る場合には、信託財産全額を管理報酬として収受し、対象期間が 1 ヶ月に満たない場合でも日割計算は行いません。また、3 月末日より前に信託契約が終了した場合には、受託者は当該信託終了日の属する年度の管理報酬の収受は行いません。

### 4) 金銭信託中の運用費用:

費用負担はございません。

※ プルデンシャル信託は管理型信託会社のため、資産運用は行いません。

※ プルデンシャル生命は、プルデンシャル信託以外の会社の生命保険信託についても媒介することができます。この場合の信託報酬は、上記と異なります。